

決定書

分類記号	保存期間

回付番号 第 号	起案年月日 H24.1.27	決定年月日 24.1.27	施行年月日 24.2.1	文書番号 1495	例規番号
施行及び取扱方法					
決裁権者 次のとおり決定する。 教育長 高橋 教一			起案者 教育庁生涯学習推進局 生涯学習課 社会教育・読書推進グループ 主査 清水 直子 電話 35-522		
標題 P T A ・ 青少年教育団体共済法第 3 条に基づく共済事業の認可について					
情報公開用標題 P T A ・ 青少年教育団体共済法第 3 条に基づく共済事業の認可について					
趣旨 一般社団法人札幌市PTA共済会から認可申請のあったこのことについて、審査の結果、法第7条各号に定める基準に適合すると認められるため認可することとし、次案により通知する。					
協議					
回付先 教育長 高橋 教一 生涯学習課長 立野 賢次 社会教育・読書推進グループ 教育次長(総括) 江崎 典宏 不在 専門参事 小山 晋 主査 清水 直子 教育次長兼教育職員監 戸 沢 孝一 主幹 毛利 薫 生涯学習推進局長 杉本 昭則 主幹 伊藤 信彦					

記

1 申請者

一般社団法人 札幌市PTA共済会

代表者 山本清和

(札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10)

2 補償対象及び掛金

区 分	対 象	掛 金
PTA 活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・学童 ・PTA 会員 ・学童及びPTA 会員の同居の親族 ・PTA 活動の指導者及び支援者 	1世帯につき140円
学校の管理下外	<ul style="list-style-type: none"> ・学童 	1名につき460円

3 補償内容

区 分	給付の種類	給付金額
PTA 活動中	死亡	5,000,000円
	後遺傷害	5,000,000円 × 5～100%
	入院	4,000円 × 日数 (限度：180日)
	通院	2,500円 × 日数 (限度：90日)
学校の管理下外	死亡	1,000,000円
	後遺傷害	1,000,000円 × 5～100%
	入院	1,000円 × 日数 (限度：180日)
	通院	500円 × 日数 (限度：90日)

4 経緯

従来、任意団体である札幌市PTA協議会が行ってきた共済事業について、保険業法の改正により自ら実施することが困難となり、平成20年度から民間の損害保険会社へ団体加入していたが、平成23年1月にPTA・青少年教育団体共済法が施行され、行政庁の認可を受けることにより共済事業の実施が可能となったため、平成23年11月、当該札幌市PTA協議会の役員を理事とする一般行政法人札幌市PTA共済会を設立し、今回、共済事業の認可を申請してきたもの。

審査の結果、当該法人は、法施行規則第2条に規定するPTA等と密接な関係を有する一般社団法人であり、法第7条及び施行規則第11条に規定される基準に適合すると認められるため、法第3条の規定に基づき、共済事業の実施について認可することとし、次案により通知する。

(案)

平成24年 月 日
教生第 号

一般社団法人 札幌市PTA共済会
代表者 山本 清和 様

北海道教育委員会委員長

PTA・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について

平成23年12月21日付けで申請のありましたこのことについて、法第7条各号に定める基準に適合すると認められるため、共済事業の実施について認可します。

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課
社会教育・読書推進グループ
(担当) 清水
住所：札幌市中央区北3条西7丁目
電話：011-204-5744 (直通)

処理の経過

年 月 日	内 容
H 2 3 . 1 2 . 2 1	認可申請書受理、ヒアリング
H 2 3 . 1 2 . 2 2	申請者から書類の差し替え申し出
H 2 4 . 1 . 5	書類の差し替えを指示
H 2 4 . 1 . 6	差し替え書類の一部提出
H 2 4 . 1 . 1 8	差し替え書類（全部）提出
H 2 4 . 1 . 1 9	書類の差し替えを指示
H 2 4 . 1 . 2 3	差し替え書類の提出
	書類の差し替えを指示
H 2 4 . 1 . 2 4	申請者来所、ヒアリング 差し替え書類の提出
H 2 4 . 1 . 2 5	書類の差し替えを指示
	差し替え書類の提出
H 2 4 . 1 . 2 7	起案

● 共済規程 ……「共済規程の記載事項」

● 認可申請書

✓	名称
✓	準備金の額(申請時:1千万円以上)
✓	理事及び監事の氏名(理事:少なくとも1名、監事:1名)
✓	主たる事務所及び兼たる事務所の所在地

● 添付書類

1 理由書

✓	共済事業を実施することは、法人の目的に照らし必要なことか
✓	当該法人の相互扶助の精神に基づき、共済事業を実施しようとするものであるか

2 定款

✓	目的	法人法
✓	名称	
✓	主たる事務所の所在地	
✓	設立時社員の氏名(名称)及び住所	
✓	社員の資格の得喪に関する規定	
✓	公告方法	PTA共済法
✓	事業年度	
✓	準備金の額(最低限度額:2千万円(申請時1千万円と合わせて)〈必須〉)	
✓	監事を設置すること〈必須〉	
✓	共済規程の変更の際し、社員総会の決議を経ることを要しない事項及び当該変更の内容の周知方法〈任意〉	
✓	児童生徒のために事業を行うことを目的とすること〈特定関係団体の場合必須〉	

3 ✓ 法人の登記事項証明書

4 ✓ 共済事業及び共済会計において行おうとする安全普及啓発活動その他健康増進事業に係る3事業年度の事業計画書及び収支予算書

5 ✓ 4に規定する計画書及び予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書面(財産目録、残高証明書など)

6 4以外の事業に係る3事業年度の事業計画書及び収支予算書

7 ✓ 最終の貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

8 理事及び監事の履歴書(様式なし)

✓	名前
✓	生年月日
✓	住所
✓	電話番号
✓	学歴
✓	職歴(会社名、役職、期間、主な職務内容)
✓	賞罰

9 ✓ 法人の社員の名簿(社員:2名以上)

10 ✓ 共済事業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況を記載した書面

11 不要(子法人のみ)

12	✓	共済規程の設定を決議した社員総会の議事録又はその謄本
13	✓	申請者がPTAと密接な関係を有する法人であることを証する書面・・・別シート
14	✓	その他審査の参考となるべき事項を記載した書面
	✓	法人全体の収支予算書
	✓	加入者数の推移などの統計データ
		団体の内部規則(則第16条)
	✓	団体の組織図や役職員の担当がわかるもの
	✓	理事等の住民票の抄本(住所・氏名・生年月日・本籍地)

共済規程の記載事項【則第6条】

1 共済事業の実施方法に関する事項

✓	共済事業の種類
✓	共済事業を行う区域
✓	被共済者の範囲
✓	共済団体の委託を受けて共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の当該業務に係る権限に関する事項
✓	共済金額及び共済期間の制限
✓	被共済者の選択及び共済契約締結の手続きに関する事項
✓	共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項
✓	共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類
✓	再保険又は再共済に関する事項
✓	共済契約の特約に関する事項
✓	共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合の取扱いに関する事項
✓	その他事業の実施に関し必要な事項

2 共済契約に関する事項

✓	共済団体が共済金を支払わなければならない事由
✓	共済契約の無効の原因
✓	共済団体がその義務を免れる事由
✓	共済団体の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期
✓	共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによって受ける損失
✓	共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務
✓	共済契約者に対して提示すべき重要事項

3 共済掛金及び準備金に関する事項

✓	共済掛金の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。)に関する事項
✓	準備金及び責任準備金の計算方法(その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含む。)に関する事項
✓	未収共済掛金の計上に関する事項
✓	その他共済の数理に関して必要な事項

特定関係団体

児童生徒等の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人であってPTAと人的関係若しくは財産の拠出に関する関係において密接な関係を有するもの

・要件【則第2条】

✓	主たる活動を行う区域がPTAが主たる活動を行う区域と同一である	
✓	実施する事業の対象とする者に、PTAが実施する事業の対象とする児童生徒等が含まれる	
いずれかに該当	✓	PTAの役員等(任意団体であるPTAの場合、財務及び事業の方針を決定する機関の決議で選任された者)が一般社団法人の理事又は評議員の5分の1以上を占める
	✓	一般社団法人の財産の全部又は相当部分をPTAが拠出している
		PTAと密接な連携を図りつつ、当該PTAの実施する活動について継続的に人的又は財政上の支援等を行う

認可審査基準

1	✓	共済事業を健全かつ適切に遂行するに足る財産的基礎を有する者である	法第7条
2	✓	その人的構成等に照らして、共済事業を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者である	法第7条
3	✓	役員として、監事1人以上を置く者である	法第7条
4	✓	共済規程に記載された事項が次の基準に適合する	法第7条
①	✓	共済掛金の額が、各事業年度につき、一の被共済者当たり2千円を超えないこと	法第5条
②	✓	共済金の額が、一の災害につき、一の被共済者当たり3千5百万円を超えないこと	法第5条
③	✓	共済期間が1年を越えないこと	法第5条
④	✓	共済事業において、1事業年度の共済掛金総額が6億円を越えないこと	法第5条
⑤	✓	共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれがないこと	法第7条
⑥	✓	共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いするものでない	法第7条
⑦	✓	共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものである	法第7条
⑧	✓	共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易にさだめられたものである	法第7条
⑨	✓	共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでない	法第7条
⑩	✓	共済契約の内容が、共済契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものである	則第11条
⑪	✓	次の同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められている	則第11条
	✓	共済契約の締結: 保険法第38条又は第67条第1項の同意	則第11条
	✓	保険法第43条第1項又は第72条第1項に規定する共済金受取人の変更: 同法第45条又は第74条第1項の同意	則第11条
⑫	✓	共済契約の解約による返戻金の開示方法が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められている	則第11条
⑬	✓	共済金の支払基準及び限度額が適正である	則第11条
⑭	✓	共済団体が契約内容の全部又は一部を変更することができることを約した共済契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものである	則第11条
	✓	共済契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び共済契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められている	則第11条
	✓	共済団体が共済契約者に対して、共済契約の内容の変更を通知した場合、当該共済契約者不利益を受けることなく当該共済契約を将来に向かって解除できるものである	則第11条
⑮	✓	⑨～⑭のほか、共済事業の実施方法が、共済契約者等の保護を図るために適切なものである	則第11条
5	✓	準備金の額が1千万円以上である	法第7条

PTA・青少年教育団体共済法
(平成二十二年六月二日法律第四十二号)

(認可)

第三条 PTAであつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であつて一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下「一般社団法人等」という。)であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であつてPTA若しくは青少年教育団体(以下「PTA等」という。)と人的関係若しくは財産の拠出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるもの(以下「特定関係団体」という。)は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

(認可審査基準)

- 第七条 行政庁は、第三条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 当該申請をした者(次号及び第三号において「申請者」という。)が、共済事業を健全かつ適切に遂行するに足る財産的基礎を有する者であること。
 - 二 申請者が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - 三 申請者が、役員として、監事一人以上を置く者であること。
 - 四 共済規程に記載された事項が、第五条の規定に適合しているほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。
 - ロ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - ニ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - ホ 共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ヘ その他文部科学省令で定める基準
 - 五 準備金の額が千万円以上であること。

PTA・青少年教育団体共済法施行規則

(平成二十二年十二月二十七日文部科学省令第二十四号)

(PTA等と密接な関係を有する一般社団法人等)

- 第二条 法第三条に規定する児童生徒等(法第二条に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。)又は青少年の健康の保持増進に関する事業を行うことを目的とする一般社団法人等(法第三条に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。)であってPTA等(同条に規定するPTA等をいう。以下同じ。)と人的関係又は財産の拠出に係る関係において密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する一般社団法人等とする。
- 一 PTA等(主たる活動を行う区域が当該一般社団法人等が主たる活動を行う区域と同一であり、かつその実施する事業の対象とする児童生徒等又は青少年が当該一般社団法人等が実施する事業の対象とする者に含まれるものに限る。以下この条において同じ。)の役員等(一般社団法人等であるPTA等にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)に規定する役員若しくは評議員又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)に規定する役員をいい、一般社団法人等でないPTA等にあつては、当該PTA等の財務及び事業の方針を決定する機関の決議で選任された者であつて当該PTA等の業務を執行する権限を有する者をいう。)である者が当該一般社団法人等の理事又は評議員の五分の一以上を占める一般社団法人等
 - 二 当該一般社団法人等の財産の全部又は相当部分をPTA等が拠出している一般社団法人等
 - 三 前二号に定めるもののほか、PTA等と密接な連携を図りつつ、当該PTA等の実施する活動について継続的に人的又は財政上の支援等を行う一般社団法人等

(共済規程の審査基準)

- 第十一条 法第七条第四号へに規定する文部科学省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 共済契約の内容が、共済契約者等(法第七条第四号イに規定する共済契約者等をいう。以下同じ。)の需要及び利便に適合した妥当なものであること。
 - 二 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。
 - イ 共済契約の締結(被共済者の同意を必要とする契約の変更を含む。次号において同じ。) 保険法(平成二十年法律第五十六号)第三十八条又は第六十七条第一項の同意
 - ロ 保険法第四十三条第一項又は第七十二条第一項に規定する共済金受取人の変更 同法第四十五条又は第七十四条第一項の同意
 - 三 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、共済契約の申込みその他の共済契約の締結の手続を行うものについては、共済契約の申込みをした者の本人確認、被共済者(当該共済契約の締結時において被共済者が特定できない場合を除く。)の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、共済契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。
 - 四 共済契約の解約による返戻金の開示方法が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。
 - 五 共済金の支払基準及び限度額が適正であること。
 - 六 共済団体が契約内容の全部又は一部を変更(共済契約の内容の追加又は削除及び共済契約の全部又は一部の解除を含む。)することができることを約した共済契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。
 - イ 共済契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び共済契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。
 - ロ 共済団体が共済契約者に対して、共済契約の内容の変更を通知した場合、当該共済契約者が不利益を受けることなく当該共済契約を将来に向かって解除できるものであること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、共済事業の実施方法が、共済契約者等の保護を図るために適切なものであること。

共済事業認可申請書

平成23年12月21日

北海道教育委員会 様

申請者

郵便番号063-0051

住 所 北海道札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

名 称 一般社団法人札幌市PTA共済会

代表者 山本 清和

PTA・青少年教育団体共済法第3条の規定により、共済事業の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

名 称	一般社団法人札幌市PTA共済会	
準備金の額	20,000千円	
理 事	氏 名	山本 清和
		津崎 宏
		川端 美樹
		鷲田 潤弥
		種田 千種
監 事	氏 名	太田 浩之
事務所の所在地	郵便番号	063-0051
	住 所	北海道札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 札幌市生涯学習センター3F
	電 話	011-671-2372
	F A X	011-671-2374
	E-mail	shipikyo@sapporo-pta.gr.jp



学生受取7/号
H20.12.21

申請理由書

一般社団法人札幌市PTA共済会は、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等について共済制度を確立し、青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的としています

札幌市PTA協議会の歴史を紐解きますと、児童生徒の学校管理下外の事故及び保護者のPTA活動中の不慮の事故の補償を行うため、昭和48年4月に北海道PTA安全互助会に加入したのをかわきりに、その後札幌市PTA安全互助会として共済会を設立し自主運営してまいりました。

しかし、平成18年4月に改正保険業法が施行されたことにより、これまでPTA等が実施してきた共済事業の継続実施が困難になりましたが、民間の保険会社に移行することで、これまで行ってきた見舞金給付制度を維持してまいりました。

そして、本年(平成23年)1月にPTA・青少年教育団体共済法が施行されたことにより、青少年の健全な育成等に資する、PTA及び青少年教育団体が、その主催する活動等における青少年等の災害について、共済事業を行うことが可能となりました。

札幌市PTA協議会は、一般社団法人札幌市PTA共済会を設立し、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等について共済制度を確立し、共済事業を運営してまいりたいと考えます

また、共済事業とあわせ、安全教育推進事業の啓発と発展に努めてまいります

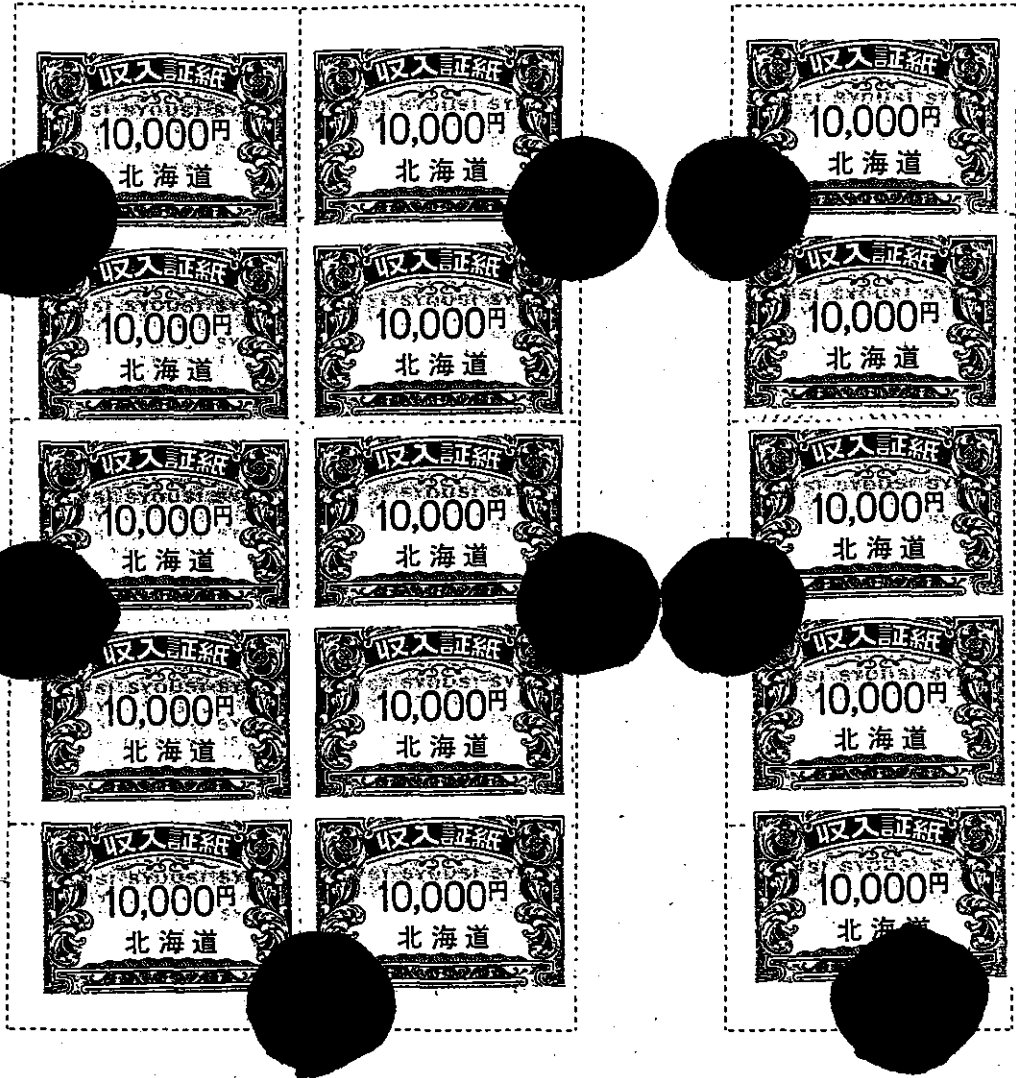
以上の事由により、札幌市PTA共済の申請理由といたします

一般社団法人札幌市PTA共済会

代表理事 山本 清和

収入証紙ちょう付用紙

ち
よ
う
付
欄



事	1	手数料の名称	共済事業認可申請手数料
項	2	ちょう付金額	<u>150,000</u> 円

平成 23 年 12 月 21 日

申請者 住 所札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
 名 称一般社団法人札幌市PTA共済会
 代表者 山本 清和

一般社団法人 札幌市PTA共済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人札幌市PTA共済会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、次の事業を行うことを目的とする。

- ① 児童生徒又は青少年の健康の保持推進に関する事業
- ② PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業
- ③ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(規約等)

第5条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約及び共済規程で定める。

2、規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は、社員総会の決議を経なければならない。

3、前項の規定にかかわらず、規約及び共済規程の変更のうち、軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理並びに共済掛金及び準備金に関する事項については、社員総会の決議を経ることを要しないものとする。この場合においては、各社員に対して、社員総会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容を、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第4条の規定により公告するものとする。

第2章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人及び札幌市内各区ごとにもうけられたPTA連合会（以下このPTA連合会を「区P連」という。）とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の正会員として入会し、社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退社したとき。
- ②解散したとき。
- ③除名されたとき。
- ④総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
2、社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。(ただし、区P連である各社員は各7個の議決権を有する。)

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- ①理事 5名以上15名以内
- ②監事 若干名

2、理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、1名を専務理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2、専務理事は理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

3、理事長、専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2、監事は、いつでも、理事及び従業員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3、補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4、役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ②自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③当法人がその理事の債務を保障することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- ①当法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2、前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

(理事会規則)

第31条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 委員会

(委員会)

第32条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2、委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第33条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2、事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3、事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第8章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書(正味財産増減計算書)

⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2、前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3、第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

監査報告

(準備金)

第37条

2、

第9章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の準備金の額)

第39条

(設立時の役員等)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	山	本	清	和
設立時理事	川	端	美	樹
設立時理事	鷺	田	潤	弥
設立時理事	津	崎		宏
設立時理事	種	田	千	草
設立時代表理事	山	本	清	和
設立時監事	太	田	浩	之

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 北海道札幌市中央区旭ヶ丘二丁目一番一号
氏名 山 本 清 和
- 2 住所 [REDACTED]
氏名 川 端 美 樹
- 3 住所 [REDACTED]
氏名 鷺 田 潤 弥
- 4 住所 [REDACTED]
氏名 津 崎 宏
- 5 住所 [REDACTED]
氏名 種 田 千 草

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他PTA・青少年団体共済法の法令に従う。

臨時社員総会議事録

平成23年12月14日午後4時、ちえりあ3階研修室において、臨時社員総会を開催した。

社員の総数	15名
議決権の総数	75個
出席社員数（委任状による者を含む）	15名
この議決権の数（委任状による者を含む）	75個
議長兼議事録作成者	代表理事 山本清和
出席役員	理事 山本清和、川端美樹、鷺田潤弥、津崎宏、種田千草 監事 太田浩之

上記のとおり出席があったので本会は適法に成立し、よって議長は開会を宣し、下記議案を附議した。

第1号議案 定款変更の件

議長より、当法人の定款について、下記内容を含み、別紙のとおり変更したい旨の提案があり、本会において慎重に審議した結果、満場一致をもって承認可決された。

記

- (1) 第3条（目的）に、「①児童生徒又は青少年の健康の保持推進に関する事業」を追加。
- (2) 第5条（規約等）として、社員総会の決議を経ることを要しない事項を追加。
- (3) 第37条（準備金）として、PTA・青少年教育団体共済法第13条で定める事項を追加。
- (4) 第39条（設立時の準備金の額）を追加。
- (5) 上記各項に伴う条文の繰り下げ、文言修正。

第2号議案 共済規程設定の件

議長より、当法人の共済規程を、別紙のとおり設定したい旨の提案があり、本会において慎重に審議した結果、満場一致をもって承認可決された。

以上で本日の議案審議を全て終了したので、議長は閉会を宣し散会した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

平成23年12月14日

一般社団法人札幌市PTA共済会
代表理事（理事長） 山 本 清 和

履歴事項全部証明書

札幌市西区宮の沢一条一丁目1番10号
 一般社団法人札幌市PTA共済会
 会社法人等番号 4300-05-010570

名称	一般社団法人札幌市PTA共済会
主たる事務所	札幌市西区宮の沢一条一丁目1番10号
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	平成23年11月25日
目的等	当法人は、次の事業を行うことを目的とする。 ①PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業 ②前号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業
	当法人は、次の事業を行うことを目的とする。 ①児童生徒又は青少年の健康の保持推進に関する事業 ②PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業 ③前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業 平成23年12月14日変更 平成23年12月15日登記
役員に関する事項	札幌市中央区旭ヶ丘二丁目1番1号 代表理事 山本清和
	理事 山本清和
	理事 川端美樹
	理事 鷲田潤弥
	理事 津崎宏
	理事 種田千草
	監事 太田浩之
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人

札幌市西区宮の沢一条一丁目1番10号
一般社団法人札幌市PTA共済会
会社法人等番号 4300-05-010570

登記記録に関する 事項	設立	平成23年11月25日登記
----------------	----	---------------

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成23年12月19日

札幌法務局
登記官

穂坂浩一



整理番号 ア487500

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

現在事項全部証明書

札幌市西区宮の沢一条一丁目1番10号
 一般社団法人札幌市PTA共済会
 会社法人等番号 4300-05-010570

名 称	一般社団法人札幌市PTA共済会
主たる事務所	札幌市西区宮の沢一条一丁目1番10号
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	平成23年11月25日
目的等	当法人は、次の事業を行うことを目的とする。 ①PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業 ②前号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業
役員に関する事項	札幌市中央区旭ヶ丘二丁目1番1号 代表理事 山本清和
	理事 山本清和
	理事 川端美樹
	理事 鷲田潤弥
	理事 津崎宏
	理事 種田千草
	監事 太田浩之
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成23年12月 7日

札幌法務局
 登記官

穂坂浩一



平成23年12月20日

初年度事業計画書(平成23年度)

一般社団法人札幌市PTA共済会

1 事業の実施方針

設立初年度にあたり、一般社団法人としての組織基盤を確立するため、活動内容について積極的な広報活動を行い、共済加入者に理解をもとめる。

2 事業の実施に関すること

- 〔事業内容〕 ①PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業
②安全普及啓発活動及び健康増進事業

- 〔社団法人概要〕 ①法人名 一般社団法人札幌市PTA共済会
②役員 理事長1名 専務理事1名 理事3名 監事1名
③職員 [REDACTED]
④事務所所在地 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10
⑤事業年度 平成23年度設立、事業開始日：平成24年4月1日

〔共済対象者〕 札幌市立幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒とその保護者、教職員

- 〔資金計画〕 ①収入 [REDACTED]
[REDACTED]
②支出 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

平成24年度事業計画書

一般社団法人札幌市PTA共済会

1 基本方針

一般社団法人札幌市PTA共済会は、児童生徒の学校管理下外の事故および保護者のPTA活動中の不慮の事故等につき「一人はみんなのために みんなはひとりのために」という相互扶助の精神のもとに、共済金の給付事業を行なう一方、安全教育推進のための諸事業を行なうことを目的とする。

2 概要

- ・共済開始日 平成24年6月1日より
- ・共済契約内容 ①学校契約団体傷害共済 ②PTA団体傷害共済
- ・24年度共済期間 平成24年6月1日より平成25年5月31日まで
- ・共済契約者 札幌市立幼稚園、小学校、中学校の単位PTAの会長
- ・補償の対象者と補償の範囲

共済区分	補償の対象者	補償の範囲
学校契約団体傷害	学童	学校管理下外
PTA団体傷害	PTA会員若しくは学童と同居の親族、PTA行事の参加と補償対象になることを事前にPTAより認められている方及び学童	PTA活動中（往復途中を含む） ※学童は特定のPTA活動中のみ

※学童とは園児、児童、生徒をさす。

※特定のPTA活動とは、「学校管理下のPTA活動」で日本スポーツ振興センター法による災害給付を受けられない場合をさす。

3 加入促進事業と広報活動

(1) 加入方式

加入は、単位PTA毎に加入手続きをとる全員付保での一括加入方式

(2) 加入の時期

年度ごとの加入で中途加入はできない。

(3) 共済掛金の納入

所定の振込用紙を用いて、単位PTAより全員分を取りまとめた一括銀行振込とする。

(4) 共済掛金

学童（園児、児童、生徒）は1名につき460円

PTA会員（保護者、教師等）は1世帯140円

(5) 広報活動

加入案内パンフレット、共済会案内しおり作成と P T A 広報紙に P R 記事を掲載する。

制度説明会を年度当初に開催する。

4 共済金給付事業

(1) 補償の金額

学校契約団体傷害共済

項 目	共済金額
死亡・後遺障害	100万円
入 院 日 額	1,000円
通 院 日 額	500円

P T A 団体傷害共済

項 目	共済金額
死亡・後遺障害	500万円
入 院 日 額	4,000円
通 院 日 額	2,500円

(2) 共済金給付

- ・ 共済金給付請求書の受付・審査・支払い業務
- ・ 後遺障害等審査委員会の開催

5 安全教育推進事業

「傷害状況調査報告書」発行

交通安全旗の作成と配布

交通安全に関する児童、生徒参加型事業

6 各区 P T A 連合会との連携強化

事業活動と、加入促進業務の相互連携

1～2年度毎に、各区 P T A 連合会代表者と制度検討委員会を開催する。

平成25年度事業計画書

一般社団法人札幌市PTA共済会

1 基本方針

一般社団法人札幌市PTA共済会は、児童生徒の学校管理下外の事故および保護者のPTA活動中の不慮の事故等につき「一人はみんなのために みんなはひとりのために」という相互扶助の精神のもとに、共済金の給付事業を行なう一方、安全教育推進のための諸事業を行なうことを目的とする。

2 概要

- ・共済開始日 平成25年6月1日より
- ・共済契約内容 ①学校契約団体傷害共済 ②PTA団体傷害共済
- ・24年度共済期間 平成25年6月1日より平成26年5月31日まで
- ・共済契約者 札幌市立幼稚園、小学校、中学校の単位PTAの会長
- ・補償の対象者と補償の範囲

共済区分	補償の対象者	補償の範囲
学校契約団体傷害	学童	学校管理下外
PTA団体傷害	PTA会員若しくは学童と同居の親族、PTA行事の参加と補償対象になることを事前にPTAより認められている方及び学童	PTA活動中（往復途中を含む） ※学童は特定のPTA活動中のみ

※学童とは園児、児童、生徒をさす。

※特定のPTA活動とは、「学校管理下のPTA活動」で日本スポーツ振興センター法による災害給付を受けられない場合をさす。

3 加入促進事業と広報活動

(1) 加入方式

加入は、単位PTA毎に加入手続きをとる全員付保での一括加入方式

(2) 加入の時期

年度ごとの加入で中途加入はできない。

(3) 共済掛金の納入

所定の振込用紙を用いて、単位PTAより全員分を取りまとめた一括銀行振込とする。

(4) 共済掛金

学童（園児、児童、生徒）は1名につき460円

PTA会員（保護者、教師等）は1世帯140円

(5) 広報活動

加入案内パンフレット、共済会案内しおり作成と P T A 広報紙に P R 記事を掲載する。

制度説明会を年度当初に開催する。

4 共済金給付事業

(1) 補償の金額

学校契約団体傷害共済

項 目	共済金額
死亡・後遺障害	100万円
入 院 日 額	1,000円
通 院 日 額	500円

P T A 団体傷害共済

項 目	共済金額
死亡・後遺障害	500万円
入 院 日 額	4,000円
通 院 日 額	2,500円

(2) 共済金給付

- ・共済金給付請求書の受付・審査・支払い業務
- ・後遺障害等審査委員会の開催

5 安全教育推進事業

「傷害状況調査報告書」発行

交通安全旗の作成と配布

交通安全に関する児童、生徒参加型事業

6 各区 P T A 連合会との連携強化

事業活動と、加入促進業務の相互連携

1～2年度毎に、各区 P T A 連合会代表者と制度検討委員会を開催する。

貸 借 対 照 表 (平成23年12月15日現在)

種別	科 目	金 額	種別	科 目	金 額
資 産 の 部	現金及び預金	29,699,978	負 債 の 部	共済準備金	20,000,000
	██████████	██████████			
	██████████	██████████			
	██████████	██████████			
			負債の部合計		20,000,000
			正 味 財 産 の 部	一般正味財産	9,699,978
資 産 合 計		29,699,978	負債及一般正味財産合計		29,699,978

札幌市 P T A 共済会 社員名簿

平成23年11月25日現在

区 P T A 連合会名	住 所	設 立 年 月 日
東区 P T A 連合会	札幌市東区北 18 条東 6 丁目 (札幌市立美香保小学校内) TEL 011-704-2982	昭和 63 年 5 月 31 日
西区 P T A 連合会	札幌市西区八軒 4 条西 1 丁目 (札幌市立八軒小学校内) TEL 011-612-7076	昭和 61 年 5 月 17 日
北区 P T A 連合会	札幌市北区北 31 条西 9 丁目 (札幌市立北陽小学校内) TEL 011-747-3065	昭和 61 年 5 月 17 日
南区 P T A 連合会	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 (札幌市立真駒内緑小学校内) TEL 011-583-1302	昭和 61 年 5 月 24 日
中央区 P T A 連合会	札幌市中央区南 12 条西 7 丁目 2-1 (札幌市立中島中学校内) TEL 011-520-6299	昭和 61 年 5 月 20 日
白石区 P T A 連合会	札幌市白石区平和通 9 丁目南 1-1 (札幌市立本通小学校内) TEL 011-862-9060	昭和 61 年 5 月 27 日
豊平区 P T A 連合会	札幌市豊平区平岸 2 条 14 丁目 (札幌市立平岸小学校内) TEL 011-841-4517	昭和 61 年 5 月 21 日
厚別区 P T A 連合会	札幌市厚別区厚別中央 2 条 4 丁目 (札幌市立ひばりが丘小学校内) TEL 011-894-2394	平成 2 年 5 月 12 日
手稲区 P T A 連合会	札幌市手稲区前田 6 条 11 丁目 (札幌市立前田小学校内) TEL 011-682-9840	平成 2 年 5 月 11 日
清田区 P T A 連合会	札幌市清田区北野 4 条 5 丁目 4-80 (札幌市立北野台小学校内) TEL 011-882-7538	平成 10 年 5 月 22 日

第 AH17000261号 資格取得日 平成14年 5月28日

損害保険代理店
商品(総合)資格証明証
津崎 宏 殿

あなたは当社で定めた商品(総合)資格を取得したことを証します

安田火災海上保険株式会社



AE17020047

JG5027375

[損害保険代理店]

損害保険代理店 専門(法律・税務)資格証明証

氏 名 津崎 宏

生 年 月 日

資格取得日 平成20年7月25日

あなたは当社で定めた上記資格を取得したことを証します

株式会社 損害保険ジャパン



第 61061 号

資格取得日 平成 14年 9月 30日

損害保険代理店事故対応力認定制度
一般(全種目)資格証明証

津崎 宏 殿

あなたは当社で定めた事故対応力一般(全種目)資格を取得したことを証します

株式会社 損害保険ジャパン



第 2020017306号 合格判定日 平成14年10月30日

損害保険代理店専門試験 [合格証]
(コンプライアンスコース)

津崎 宏 殿

あなたは当会の実施する上記の試験(合格)したことを証します。

社団法人 日本損害保険協会



第 AT17000019号 資格取得日 平成16年 3月25日

損害保険代理店事故対応力認定制度
専門(全種目)資格証明証

津崎 宏 殿

あなたは当社で定めた事故対応力専門(全種目)資格を取得したことを証します

株式会社 損害保険ジャパン



合格番号: 0200646373

シニア・ライフ・コンサルタント認定証

津崎 宏 殿

あなたは、生命保険応用課程試験に合格されましたので、標記の称号を授与します。

平成18年 9月26日

社団法人 生命保険協会

DW-07241



第 AT17000019号 資格取得日 平成16年 3月25日

損害保険代理店事故対応力認定制度
専門(全種目)資格証明証

津崎 宏 殿

あなたは当社で定めた事故対応力専門(全種目)資格を取得したことを証します

株式会社 損害保険ジャパン



合格番号: 0200646373

ライフ・コンサルタント認定証

津崎 宏 殿

あなたは、生命保険専門課程試験に合格されましたので、標記の称号を授与します。

平成14年 8月26日

社団法人 生命保険協会

24-22142



氏名	津崎 宏
本籍	
住所	
交付	
免許の 条件等	運転 免許 証
番号	第 号
二 次 二 番	北海道 公安委員会



日本代協認定保険代理士証

氏 名 津崎 宏

認定番号 0110823

認定日 2011.01.01

有効期限 2013.12.31

社団法人 日本損害保険代理業協会



津崎 宏

16:10~16:54

「一般社団法人札幌市PTA共済会」設立総会 議事録

日時：平成23年12月14日(水)

場所：ちえりあ 3F 研修室4

司会：川端 美樹

式次第

1. 開会 16時10分
2. 議長選出
3. 議事録作成者の指名
議事録署名人の選出

4 議 事

- <第1号議案> 一般社団法人札幌市PTA共済会設立について
- <第2号議案> 定款の承認について
- <第3号議案> 理事・監事の承認、及び代表理事・専務理事の承認について
- <第4号議案> 平成23年度事業計画(案)の承認について
- <第5号議案> 平成23年度事業収支予算(案)の承認について
- <第6号議案> 一般社団法人札幌市PTA共済会 共済事業規定及び共済約款承認の件について

5 議長退任

6 閉 会

- 川端市P協副会長による開会宣言の後、
- 議長に札幌市PTA協議会副会長<津崎 宏>を選出した。
- 続いて、議事録作成者を指名<札幌市PTA協議会事務局長 [REDACTED]>し、
- 議事録署名人の選出を行った。
東 区PTA連合会会長<[REDACTED]>及び
白石区PTA連合会会長<[REDACTED]>を選出した。

議 事

- 第1号議案～第3号議案を一括審議した。
提案は、鷲田潤弥 札幌市PTA協議会副会長が行った。

<第1号議案> 一般社団法人札幌市PTA共済会設立の承認の件について

<第2号議案> 定款の承認の件について

<第3号議案> 理事・監事の承認、及び代表理事・専務理事の承認の件について

一括審議後、議長の発声により、「挙手による採決」を行った。
満場一致で、第1号議案・第2号議案・第3号議案は承認された。

【「挙手による採決」の結果 承認】

<第4号議案> 平成23年度事業計画（案）の承認の件について
平成24年度事業計画（案）の説明（資料添付）
平成25年度事業計画（案）の説明（資料添付）
提案は、鷺田潤弥 札幌市PTA協議会副会長が行った。
満場一致で、

【「挙手による採決」の結果 承認】

<第5号議案> 平成23年度収支予算（案）の承認の件について
平成24年度収支予算（案）の説明（資料添付）
平成25年度収支予算（案）の説明（資料添付）
提案は、鷺田潤弥 札幌市PTA協議会副会長が行った。
満場一致で、

【「挙手による採決」の結果 承認】

<第6号議案> 一般社団法人札幌市PTA共済会 共済事業規定、及び
共済約款の承認の件について
提案は、鷺田潤弥 札幌市PTA協議会副会長が行った。
満場一致で、

【「挙手による採決」の結果 承認】

- 議事終了 16:54分
- 津崎 宏 議長退任挨拶
- 閉会

議事録署名人

議事録署名人

平成23年度 札幌市PTA協議会 役員・監事

役職	氏名	所属区PTA連合会	所属校
会長	山本清和	██████████	██████████
副会長	川端美樹	██████████	██████████
副会長	津崎 宏	██████████	██████████
副会長	種田千草	██████████	██████████
副会長	鷺田潤弥	██████████	██████████
副会長	██████████	██████████	██████████
副会長	██████████	██████████	██████████
副会長	██████████	██████████	██████████
監事	太田浩之	██████████	██████████
監事	██████████	██████████	██████████

(第3号議案)

一般社団法人札幌市 PTA 共済会 理事、監事 (案) 承認の件

理事	山本 清和	札幌市 PTA 協議会 会長
理事	川端 美樹	札幌市 PTA 協議会 副会長
理事	津崎 宏	札幌市 PTA 協議会 副会長
理事	鷺田 潤弥	札幌市 PTA 協議会 副会長
理事	種田 千草	札幌市 PTA 協議会 副会長
監事	太田 浩之	札幌市 PTA 協議会 監事

一般社団法人 札幌市 PTA 共済会 代表理事 専務理事 (案)

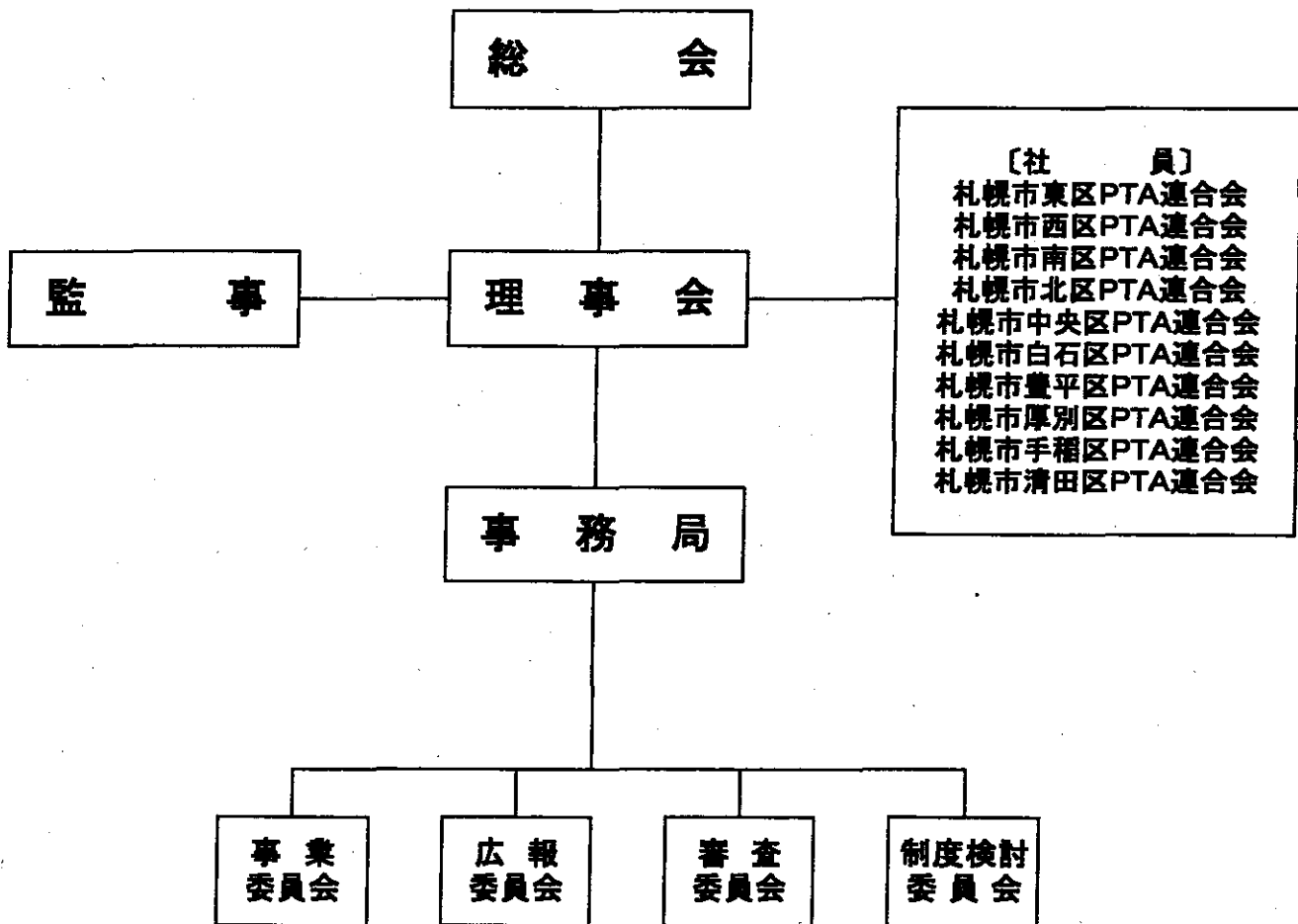
承認の件

代表理事 山 本 清 和

専務理事 津 崎 宏

平成23年12月20日

一般社団法人 札幌市PTA共済会 組織図



一般社団法人 札幌市PTA共済会 共済事業規定

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、主に札幌市内とする。

(共済契約者の範囲及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、札幌市立幼稚園・小学校・中学校の単位PTAの会長とする。

2 共済金受取人は、次に掲げる者とする

- (1) 被共済者が園児・児童・生徒である場合は、当該被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第1条に規定する保護者をいう。以下同じ。）（ただし、被共済者が20歳以上である場合は、被共済者とする。）
- (2) 被共済者が保護者、教職員、活動の指導者又は支援者である場合（(3)の場合を除く。）は、被共済者
- (3) (2)のうち、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類及び被共済者の範囲)

第3条 当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

共済金の区分	補償内容	被共済者の範囲	共済金額
①死亡共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害（急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害に限る。以下同じ。）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	イ 単位PTAの会員である保護者及び教職員（以下「PTA会員」という。）並びに当該単位PTAを組織する幼稚園・学校（以下「学校等」という。）に在籍する園児・児童・生徒 ロ PTA会員若し	500万円

		くは園児・児童・生徒の同居の親族 ハ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者	
②死亡共済金	学校管理下外（一般的に監督責任が学校にないとき。以下同じ。） における傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	単位PTAを組織する学校等に在籍する園児・児童・生徒	100万円
③後遺障害共済金	PTA主催又は共催による活動中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき	①に定める死亡共済金の場合と同様	①の死亡共済金の5% ～ 100%
④後遺障害共済金	学校管理下外における傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき	②に定める死亡共済金の場合と同様	②の死亡共済金の5% ～ 100%
⑤負傷共済金	PTA主催又は共催による活動中における傷害により、入院又は通院したとき	①に定める死亡共済金の場合と同様	入院日額 4,000円 通院日額 2,500円
⑥負傷共済金	学校管理下外における傷害により、入院又	②に定める死亡共済金の場合と同様	入院日額 1,000円

	は通院したとき		通院日額 500円
--	---------	--	--------------

(注1) 日数の条件：学校管理下外の事故に対しては、傷害の発生日から起算して3日が満了する日以降において、なお入院・通院共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

(注2) 共済金の支払い限度額：1事故に対する共済金給付総額の上限を、3,000万円とする。

(補償の対象となる活動)

第4条 補償の対象となる活動の範囲は次の各号に掲げるものをいう。

(1) 園児・児童・生徒の場合

〈①、③、⑤〉 P T A活動中

〈②、④、⑥〉 学校管理下外

(注1) スポーツ振興センター法の災害給付を受ける場合は除かれる

(2) P T A会員若しくは(1)の園児・児童・生徒と同居の親族又は補償対象になることが事前に認められたP T A活動指導者・支援者の場合

〈①、③、⑤〉

(共済期間の制限)

第5条 共済期間は、6月1日より一年とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき、期間途中で加入した者については、当核共済期間満了日までとする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 当会は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項の規定により当会が委託する業務は、以下のものとする。

(1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除

(2) 共済掛金の收受又は返還

(3) 共済掛金領収書の発行及び交付

(4) 共済契約の締結に必要な事項の調査

(5) その他共済契約に関する業務

3 当会が必要と認めるときは、前項第1号から第5号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約締結の手續及び共済掛金の収受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとする単位PTAは、事業年度開始前に、所定の加入・非加入決定通知書に所要事項を記入し、当会に申し込むものとする。また、当会は当該決定通知書を審査の上、引受けの可否を決定する。

2 共済事業年度開始後、共済契約者は、加入依頼書および在籍数通知書と非加入者名簿を提出するとともに、各年度4月1日より6月末日までの間に、共済掛金を当会が指定する金融機関に振り込むものとする。加入は、単位PTA毎に加入手続きをとる全員付保での一括加入方式(補償対象者の名簿不用)となり、グループ単位や個人(特別に理事長が認めたものは除く)での加入はできない。

なお、加入を希望しない者は、所定の届出用紙に記名押印した上で共済契約者に非加入を申し出るものとする。

3 当会は、共済契約者より共済掛金を受領したときは、これに対して、当会所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は、共済証書は交付しないことができるものとする。

(共済証書の記載事項)

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
- (2) 共済契約者の名称及び代表者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

2 前項の共済には、当会の代表者が署名し、又は記名押印する。

(加入依頼書および在籍数通知書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類)

第9条 加入依頼書および在籍数通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名、住所
- (2) 当会の名称
- (3) 加入者の数及び収受する共済掛金の額
- (4) 申込書の作成日

2 前項の加入依頼書および在籍数通知書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

3 第1項の加入依頼書および在籍数通知書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 (1) 非加入者届出書（第7条第2項の規定により申し出のあった届出用紙）

第10条 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の追加および被共済者の一部を脱退させようとするときは、在籍数訂正通知書を、当会に提出するものとする。

2 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

3 異動に伴う補償の有無

			園児・児童・生徒	保護者・教師等
転出	札幌市内の学校へ	加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左
	札幌市外の学校へ		補償されない	同 左
市外からの転入		加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左
新一年生（園児）の取扱い （4月と5月）（注1）		加入校	補償される	同 左
		未加入校	補償されない	同 左

※注1 ここていう4月と5月は、加入の翌年度の4月と5月を指します。

（共済契約者及び非加入者名簿）

第11条 当会は、共済契約者の名称等を記載した共済契約者名簿及び非加入者の氏名等を記載した非加入者名簿を備え付けるものとする。

（共済掛金の設定）

第12条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

（共済金の支払）

第13条 共済金の支払に関する事項については共済約款の規定による。

（共済掛金の返還）

第14条 共済掛金の返還については、共済期間の途中退会等未経過期間分の共済掛金を返還することとする。ただし、返還するための振込手数料が返還する共済掛金より高くなる場合など、合理的な理由があると認められる場合は返還しない。

(再保険又は再共済)

第15条 当会は、引き受けた共済責任を再保険又は再共済できるものとする。

(共済金額及び共済期間の変更)

第16条 共済金額及び共済期間の変更は共済約款の規定による。

付 則

この規程は、平成23年12月14日より施行

一般社団法人 札幌市 P T A 共済会 共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	学校の管理下	以下の場合をいいます。 ① 園児・児童・生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 ② 園児・児童・生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ③ 上記の他、園児・児童・生徒が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合 ④ 園児・児童・生徒が通常の経路及び方法により通学する場合
き	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金又は通院共済金をいいます。
	共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
	共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、又は、往診により治療を受けることをいいます。
	通院共済金日額	共済証書記載の通院共済金日額をいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院共済金日額	共済証書記載の入院共済金日額をいいます。
ひ	被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。
	P T A 行事	P T A が企画・立案し主催する又は共催する行事（主に北海道内で実施されるもの）で P T A 総会、運営委員会など P T A 会則（注）に基づく手続を経て決定されたものをいいます。

		(注) 名称の如何を問いません。
	P T Aの管理下	P T Aの指揮、監督及び指導下をいいます。

(共済約款の適用)

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

(共済金を支払う場合)

第3条 当会は、被共済者が、共済期間中にP T Aの管理下においてP T A行事に参加している間又は学校の管理下外にある間に被った傷害について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

2 前項のP T Aの管理下におけるP T A行事には、被共済者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

(共済金を支払わない場合)

第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

①学校の管理下

②共済契約者(注1)又は被共済者の故意又は重大な過失

③共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

④被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

⑤被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

イ酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間

ウ麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥被共済者の妊娠、出産、早産又は流産

⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(注3)

⑧地震もしくは噴火又はこれらによる津波

⑨核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

⑩⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪⑨以外の放射線照射又は放射能汚染

(注1) 共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注3) 群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- 2 当会は被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(死亡共済金の支払)

第5条 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下のとおり共済金を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

- ① PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合
共済金額の全額(注)

(注) 既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- ② 学校の管理下外にある間に被った傷害の場合
共済金額の全額(注)

(注) 既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- 2 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、当会は、法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

- 3 第25条(死亡共済金受取人の変更)第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第6条 当会は被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

- ① PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

共済金額×別表2に掲げる割合＝後遺障害共済金の額

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

共済金額×別表2に掲げる割合＝後遺障害共済金の額

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

3 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会は身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。

ただし、別表2の13級の1、2、14級の2、3に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。

4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、その各々に対し、前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2に掲げる上肢(注1)又は下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害共済金は共済金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕及び手をいいます。

(注2) 脚及び足をいいます。

5 既に身体に障害のあった被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害共済金を支払います。ただし、既存障害(注)がこの共済契約に基づく後遺障害共済金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害共済金を支払います。加重された後の後遺障害の状態に対応する割合－既存障害(注)に対応する割合＝適用する割合

(注) 既にあった身体の障害をいいます。

6 前5項の規定に基づいて、当会が支払うべき後遺障害共済金の額は、一共済期間に発生した事故について、共済金額をもって限度とします。

(入院共済金の支払)

第7条 当会は被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、入院共済金を被共済者に支払います。

2 前項の入院共済金は、次の算式によって算出した額とします。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

入院共済金日額×入院日数＝入院共済金の額

3 第1項の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師より「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものと見なされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

4 当会は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院共済金を支払いません。

5 被共済者が入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては入院共済金を支払いません。

（通院共済金の支払）

第8条 当会は被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院共済金として被共済者に支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

通院共済金日額×通院した日数（注）＝通院共済金の額

（注）90日を限度とします。

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

通院共済金日額×通院した日数（注）＝通院共済金の額

（注）90日を限度とします。

2 当会は、前項の規定にかかわらず、前条の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

3 当会はいかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。

4 被共済者が通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに通院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会は、重複しては通院共済金を支払いません。

(死亡の推定)

第9条 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合、又は遭難した場合において、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体の障害又は疾病の影響)

第10条 被共済者が第3条（共済金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、又は、同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと又は共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(共済契約者の住所変更)

第11条 共済契約者が共済証書記載の住所又は通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

(共済契約の無効)

第12条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取消し)

第13条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第14条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第15条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ①共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③①及び②に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、①及び②の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第16条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注)を解除することを求めることができます。

- ①この共済契約(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- ②共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項①又は②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③②のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、②の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ④この共済契約(注)の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

2 共済契約者は、前項①から④までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被共済者に係る部分に限ります。

3 第1項①の事由がある場合は、その被共済者は、当会に対する通知をもって、この共

済契約（注）を解除することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被共済者に係る部分に限りです。

4 前項の規定によりこの共済契約（注）が解除された場合は、当会は、遅滞なく、共済契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被共済者に係る部分に限りです。

（共済契約解除の効力）

第17条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（共済掛金の返還—無効の場合）

第18条 共済契約が無効の場合には、当会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第12条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

（共済掛金の返還—取消しの場合）

第19条 第13条（共済契約の取消し）の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は共済掛金を返還しません。

（共済掛金の返還—解除の場合）

第20条 第15条（重大事由による解除）第1項の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

2 第14条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。

3 第16条（被共済者による共済契約の解除請求）第2項の規定により、共済契約者がこの共済契約（注）を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。（注）その被共済者に係る部分に限りです。

4 第16条（被共済者による共済契約の解除請求）第3項の規定により、被共済者がこの共済契約（注）を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金を返還します。（注）その非共済者に係る部分に限りです。

（注）その被共済者に係る部分に限りです。

(事故の通知)

第21条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知もしくは説明を求めたとき又は被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、共済契約者又は共済金を受け取るべき者は、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明又は遭難発生の状況を当会に書面により通知しなければなりません。
- 3 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは前項の規定に違反した場合、又はその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の請求)

第22条 当会に対する共済金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①PTAの管理下においてPTA行事に参加している間に被った傷害の場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

②学校の管理下外にある間に被った傷害の場合

- イ 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ロ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ハ 入院共済金については、平常の生活ができる程度になおった時、第7条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ニ 通院共済金については、平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権の発生した日から180日以内に、別表1に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。

3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

①被共済者と同居又は生計を共にする配偶者（注）

②①に規定する者がいない場合、又は①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族

③①及び②に規定する者がいない場合又は①及び②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）又は②以外の三親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。

5 当会は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出又は当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合又は第2項、第3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、その書類もしくは証拠を偽造、変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（共済金の支払時期）

第23条 当会は、特別な事由がない限り請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

①共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実

- ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過及び内容
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① 第1項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)・・・7日
- ② 第1項①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会・・・7日
- ③ 第1項③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会・・・7日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項①から④までの事項の確認のための調査・・・7日
- ⑤ 第1項①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査・・・7日

(注1) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべきものが、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者又は共済金を

受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第24条 共済金請求権は、第22条(共済金の請求)第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(死亡共済金受取人の変更)

第25条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申出により死亡共済金受取人を変更することができます。

2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければなりません。

3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会に到着する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。

4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません

5 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡共済金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

(共済契約者の変更)

第26条 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(共済契約者又は死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

第27条 この共済契約について、共済契約者又は死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者又は死亡共済金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、共済契約者又は死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の共済契約者又は死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。

3 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款に関する義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第28条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(共済金の削減)

第29条 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、社員総会の議決を経て共済金の削減を行うことがあります。

(準拠法)

第30条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

付 則

この共済約款は、平成23年12月14日より施行

共済金請求に必要な書類

	傷害(入通院)		後遺障害		死亡		備考
	学童	保護者等	学童	保護者等	学童	保護者等	
共済金請求書 【園児・児童・生徒用】	○		○		○		
共済金請求書 【保護者・教員用】		○		○		○	
診断書	△	△					共済金請求額が10万円以上の場合に必要
死亡診断書					○	○	
戸籍謄本					○	○	戸籍の原本の謄本 但し、死亡した非共済者が除籍された後のもの
印鑑証明			△	△	△	△	共済金請求書が500万円以上の場合や請求を委任する場合
委任状			△	△	△	△	
後遺障害診断書			○	○			
交通事故証明書	△	△	△	△	△	△	交通事故が原因の場合
診察券または領収書	△	△					共済金請求額が10万円以下の場合に必要

○印は必ず必要

△印は場合によって必要

後遺障害別等級一覧表

等級	後遺障害	共済金支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	90%
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	80%
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	60%
第5級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの	50%

第5級	<ul style="list-style-type: none"> 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの 	50%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの 	40%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの 	30%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 	20%

第8級	<ul style="list-style-type: none"> 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失ったもの 	20%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 一耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 13 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したのもの 14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 15 一足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの 	15%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 	10%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 	10%

第11級	<ul style="list-style-type: none"> 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 一手の示指、中指又は環指を失ったもの 9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	10%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 一手の小指を失ったもの 10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの 	5%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> 1 一眼の視力が0.6以下になったもの 2 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 正面視以外で複視を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 一手の小指の用を廃したもの 8 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 	5%

第14級	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	5%
	2 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの	
	9 局部に神経症状を残すもの	

(備考)

- ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- ② 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- ⑥ 各等級の障害に該当しない障害であって、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。

(注) 関節等の説明図

